
カラオケボックス等及び温泉採取施設等に係る消防法施行令の一部改正の概要

1 改正にいたった背景

平成 19 年 1 月 20 日、兵庫県宝塚市のカラオケボックスにおいて発生した火災で 3 名が死亡、5 名が負傷しました。防火・防煙性の低い間仕切りによる個室形状のスペースが密集していること、自動火災報知設備がないこと等から、火災発生に気付くのが遅れ、逃げ遅れたことが被害の拡大の原因となりました。

また、平成 19 年 6 月 19 日、東京都渋谷区の温泉施設において発生した爆発火災で 3 名が死亡、8 名が負傷したことから、消防法施行令等の一部が改正となりました。

2 令別表第一に関する事項

令別表第一(2)項に「カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの」を追加するものとしました。(令別表第一(2)項二関係)

総務省令で定める店舗として、カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ(個室を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗)、テレフォンクラブ及び個室ビデオ等が該当することになります。

3 自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分

(1) 令別表第一(2)項二に掲げる防火対象物

(2) 令別表第一(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供されるもの。

4 ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物

(1) ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物として、令別表第一に掲げる建築物その他の工作物(收容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で、その内部に、温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取するための設備を除く。)が設置されているものを追加するものとしました。

(2)(1)の收容人員に係る「総務省令で定める数」について、1人としたこと。

(3)(1)の「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」について、温泉法施行規則第 6 条の 3 第 3 項第 5 号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)としました。

5 施行日等に関する事項

公布日 平成 20 年 7 月 2 日

施行日 平成 20 年 10 月 1 日